技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1)職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員データ

	区分			公 務 員		参考				
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
F	甲州市	50.3 歳	55 人	225,000 円	240,000 円	230,100 円	_	_	_	_
	うち用務員	54.9 歳	8 人	236,500 円	238,800 円	237,000 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.05
	うち自動車運転手	50.6 歳	2 人	281,600 円	357,800 円	317,900 円	自動車運転手	47.1 歳	321,700 円	1.11
	うち学校給食員	52.5 歳	24 人	197,800 円	201,700 円	200,600 円	調理士	39.9 歳	292,100 円	0.69
山梨県		49.0 歳	_	343,573 円	384,037 円	361,019 円	_	_	_	_
·	国	48.8 歳	_	287,094 円	_	320,514 円	_	_	_	_
一般市類型 I -0		47.3 歳	_	294,501 円	317,172 円	306,044 円	_	_	_	_

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年~18年の3ヶ年平均) ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が 含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2)職種ごと年齢別の職員数 (19年4月1日現在)

(単位:人)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分	-t->-t+) })))) })) 1045) 1545)) }))	D1.1	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
用務員								1		4	3		8
自動車運転手								1		1			2
学校給食員					1			4	5	5	9		24
守衛				1									1
その他		2			1	2	1	1	4	5	4		20

(3)その他給与に関する事項

①給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)適用(4級制)

②技能労務職員に係る特殊勤務手当

/]	以肥力物観貝に応る付外割物ナヨ									
	手当名	支給額	支給要件							
	福祉業務手当	月額4,500円	救護施設に勤務する職員							

③昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、3号給を(57歳を超える場合は1号給)を基準として昇給

2.基本的な考え方

技能労務職員の給与については、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国や県における同種の職員の 給与等を参考とし、適正な運用に努める。

職員について行政改革大綱とその実施計画及び集中改革プランに基づき、退職不補充としており、新規正規職員の採用は行わず、臨時職員等の活用により対応していく。

3. 具体的な取組内容

(1)給料表に関する事項

現在、国に準拠し国家公務員行政職俸給表(二)を適用しているので、引き続きこれを継続し適用していく。国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行っていく。

(2)手当てに関する事項

支給されている手当のうち、特殊勤務手当について検討していく。

(3)昇給のあり方に関する事項

技能労務職員を含め、全職員を対象とした人事評価制度の導入が検討されており、評価に応じた昇給制度を確立していく。

4. その他

厳しい財政状況の中、更なる事務事業の見直しを検討し、現場の状況等を精査しながら民間委託・指定管理者制度の導入を推進していく。

集中改革プランに基づく、職員数の削減に取り組み適正な定員管理を図る。